

中小企業等DX支援業務（デジタル実装による業務プロセス改善支援） 仕様書

1. 委託業務名 令和8年度 経商産振委第11号

中小企業等DX支援業務（デジタル実装による業務プロセス改善支援）

2. 事業の目的・趣旨

企業を取り巻く環境は急激に不安定化し、新たな事業環境に合わせた事業変革は、あらゆる業界において最優先の取組事項となっている。

その解決策として、デジタル技術を活用し、環境変化への迅速な対応や企業文化を変革していくことが企業に対して求められている。

そこで、本業務ではこのような社会状況を踏まえ、データに基づく現状分析や、生成AI・クラウドサービス等の最新デジタル技術を活用して業務プロセス変革を行う市内中小企業の事業活動を支援する。あわせて、本支援を通じた生産性の向上を強く後押しすることで、経費削減や売上向上を実現し、持続的な「賃上げ」が可能な環境を整備することを最終的な目的とする。

3. 委託期間 委託契約締結日から令和9年3月5日（金）まで

4. 伴走支援企業

(1) 10者以上

(2) 静岡市内に本店、もしくは支店等を有する、以下に掲げる者。

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）であって市内に本社又は事業所を保有するもの並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号の事業協同組合、同条第1号の2に規定する事業協同小組合及び同条第4号に規定する企業組合であって、市内に主たる事業所を保有するもの。

ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するものを除く。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める者

5. 業務の概要

(1) 全体マネジメント業務

- ア 短期間での目的達成を実現するため、専ら当該業務に関わるスタッフ（データ分析、生成AI等の最新デジタル技術の社会実装に知見を有する専門家等を含む）を配置するとともに、当該業務のマネジメントを行うことで、円滑な業務遂行を図ること。
- イ 本業務が効率的に遂行できるよう、委託者と協議・調整の上、業務におけるスケジュールを設定・作成し、業務の開始前に委託者へ提出すること。
- ウ 本業務の目的達成に向け、委託者と連携のもと、必要に応じて関係機関に対し、情報提供を行い、必要に応じて助言・協力を求めること。
- エ その他、本業務の目的達成、及び関連する事業の相乗的な成果の創出に向け、委託者との協議・調整の上、必要とされる業務を実施すること。

(2) 伴走支援企業の募集及び選定

ア 募集について

- (ア) 委託者と協議のうえ受託者が募集案内を作成すること。
- (イ) 募集及び周知については委託者が保有する広報手段を最大限活用し実施する。

イ 支援対象者の選定について

以下の項目を全て満たすものとする。ただし、応募が定数を上回る場合、選考及び委託者と協議の上参加事業を決定する。

- (ア) 明確な経営理念や事業活動のビジョンを有しており、成長意欲がある企業であること。
- (イ) デジタル技術による業務変革が、当該企業の成長要因となる企業であること。
- (ウ) 市内のDX推進のロールモデルとなることが期待できる企業であること。
- (エ) 本支援による生産性向上を通じて、従業員の「賃上げ」や「労働環境の改善」に取り組む意欲がある企業であること。

(3) 伴走型成長支援プログラム実施

デジタル技術を活用して業務変革を行う市内中小企業に対して、専門家による伴走型支援を行い、データに基づく現状分析と課題抽出を経た上で、生成AIやクラウドサービス等の活用を見据えた具体的な「DX戦略（実行計画）」を作成し、その初期実装までを支援する。

ア データに基づく現状分析と「DX戦略」の策定

客観的なデータや診断ツール等を用いて対象企業の業務プロセス全体の現状を可視化し、最適化に向けた課題の特定と優先順位付けを行うこと。その上で、賃上げの原資創出に繋がる定量目標（KPI：削減時間や利益率向上等）を設定し、具体的な「DX戦略（実行計画）」を策定すること。なお、目標設定にあたっては、支援前の基準値（ベースライン）を明確に測定・記録すること。

イ 伴走支援企業に対する支援回数

10回以上を目安に面談を実施し、うち、対面での面談については6回以上を目安に実施すること。なお、面談等の場を活用し、経営層や中核社員を対象とした実践的なワークショップやレクチャー（生成AIの活用手法やデータ分析の基礎等）を組み込み、社内人材の育成を図ること。

ウ 生成AIやクラウド（SaaS）等を活用した業務プロセスの改善

策定したDX戦略に基づき、多額の初期投資を伴わない安価なクラウドサービス（SaaS）や生成AI等のデジタルツールを活用した実証を伴走支援期間内に行うこと。導入効果の測定・検証までを支援に含めること。効果測定においては、当初設定したKPIに対する達成率を算出し、改善前後の比較データを揃えること。

エ 自走化に向けた社内DX人材の育成と体制構築

外部専門家に依存せず、支援期間終了後も対象企業が自発的に変革を継続できるよう、経営層や中核社員を対象とした実践的なレクチャー（生成AIのプロンプト作成、データ分析手法、DX基礎等）を実施し、社内の推進体制構築を支援すること。

オ 中長期ロードマップの提示

本事業期間内の目標達成にとどまらず、事業期間終了後（概ね3～5年後）を見据えて取り組むべき中長期ロードマップを提示すること。

(4) 伴走支援企業への機器導入等支援業務

伴走支援企業による市補助金の交付申請について支援を行う。上記(3)のプログラムに参加した伴走支援企業は、DX推進に係る経費について、委託者が交付する補助金の交付申請を行うことが可能なため、申請に係る支援（導入機器・ソフトウェア等の提案等）を行うこと。

<参考：予定している補助金の内容>

補助上限額：30万円

補助率：補助対象経費の3分の2

補助対象経費：

当業務において受託者から導入のアドバイスを受けた機器、ソフトウェア、クラウドサービス利用料（初期費用等）等の導入費用

(5) 成果発表会の実施

ア 伴走支援企業の取組状況を共有とする機会として、令和9年2月28日までに、全伴走支援企業が参加する成果発表会を1回開催すること。

イ 成果発表会は外部へ公開することとし、本市におけるDX推進のロールモデルとして発信する機会とすること。

ウ 成果発表会開催に係る会場の確保及びこれに係る経費は受託者が負担すること。

(6) 事例集作成業務

支援対象企業に対し、伴走支援中の取組み等に対する取材を行い、取組み事例集を作成すること。事例集は、その全部または一部を静岡市の有する広報媒体や静岡市が作成する資料において使用することを前提とし、詳細は市と協議の上決定すること。なお、事例集の各企業の紹介記事には、少なくとも以下の項目を含め、電子媒体で納品すること。

ア 支援前の経営課題と策定したDX戦略の概要

イ 活用した具体的なデジタル技術（生成AI、SaaSツール等の名称や用途）

ウ 導入前後の定量的変化（業務時間の削減量、コスト削減額等）と、それによって生じた余力（時間・資金）の活用方法（賃上げ、新規事業への投資等）

エ 今後の自走に向けた中長期的なロードマップ

(7) 報告書作成業務

各業務の結果等に係る報告書（電子媒体）を作成し納品する。

ア 作成手法

上記（1）～（6）に示すことを基本とし、文章・視覚的表現を用いた報告書を作成する。特に各支援企業への伴走支援結果については、支援前後の比較による定量的効果（業務時間の増減、コスト削減効果、利益貢献等の具体的な数値）を明記すること。ただし、報告書に記載する項目及び内容等は、事前に委託者と協議の上、決定すること。

イ 納品形態 報告書（電子媒体）

a ファイル形式

委託者と協議のうえ決定する。

b 内容

・報告書（完全版）

・報告書（要約版）

c 納品

電子記録媒体とする。

d その他

ホームページ掲載用の掲載項目及び内容にあつては、委託者と協議の上決定する。

ウ 納品先

静岡市 経済局 商工部 産業振興課

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市役所清水庁舎5階

6. 完了報告書の提出

受託者は、委託者が指定する書式を用いて定める業務完了報告書を作成し、電子媒体にて、業務完了後速やかに委託者に報告すること。

7. 疑義等

業務の円滑かつ効率的な進捗を図るために、委託者等と密に連携し進めるものとする。
なお、本仕様に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。

8. 留意事項

- (1) 本業務の実施に際し、成果等の達成に向け、効率的な業務遂行を図るとともに、委託者と十分な連絡調整を行い、円滑な実施を図るものとする。
- (2) 本業務の実施に基づくデータ及び成果品等に係る知的財産は、第三者に属する権利や企業情報漏洩等の問題が生じないことを前提に、委託者が利用できるものとする。
- (3) 本業務の実施にあたり、必要な一切の経費は当初の契約金額に含むものとする。
- (4) 本業務の実施にあたり、使用素材を必要に応じて加工修正をする場合にあつては、必ず管理元に対し、加工修正後の状態での許諾を取った上で使用すること。また、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを受託者が行うものとし、当該許諾、使用等にあたり発生する費用は当初の金額に含むものとする。なお、万が一、著作権関係の紛争が生じた場合は、受託者が一切の責任において処理するものとする。
- (5) 本人の承諾を得ることのできない人物画像等については、識別が不可能な程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責を負うものとする。

- (6) 本業務の実施に際し、重大な瑕疵があった場合には、原因者において、必要な措置を講じること。このため、受託者は責任の所在を明らかにするため、データの入手先や校正の記録、担当者等を記録しておくこと。
- (7) 受託者は各業務の各段階において必要に応じて委託者と協議を行うこと。
- (8) 本業務の実施に際し、委託者の指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、委託者は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。